

## ベビーシッター派遣事業【割引券】承認事業主ご担当者様へ

令和3年度のベビーシッター派遣事業【割引券】の運用について、まずは、当協会 HP の「ベビーシッター派遣事業」に掲載している「必ずお読みいただきたい資料」をお読みください。また特例措置としてのご利用がある場合には特例措置に関連する資料もお読みください。その上で、本事業の適正な執行の観点から従業員の方へ交付・券の管理をお願いいたします。

全国保育サービス協会ホームページ <http://www.acsa.jp/>



ベビーシッター派遣事業〔事業のご案内〕



必ずお読みいただきたい資料 「令和3年度ベビーシッター派遣事業実施要綱」  
「令和3年度ベビーシッター派遣事業約款」

★特例措置のご利用者がいる場合は下記を必ずお読みください。

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休校に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和3年度における取り扱い等について」（内閣府令和3年3月26日）

「令和3年度ベビーシッター派遣事業の特例措置における割引券使用の注意事項」

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置について」

ご担当者様は、以下のことにご留意くださいますようお願いいたします。

- \* 従業員からベビーシッター事業者と締結した請負契約書、注文書、利用申込書等のコピーを提出させ、そのベビーシッター事業者が「割引券等取扱事業者」であることを確認してください。
- \* 割引券には、承認事業主が記入する欄に記入、押印し、従業員にお渡しください。
- \* 割引券を交付する際に、台帳（様式第16号-2）管理簿（様式第16号-1）を記入してください。
- \* 従業員から割引券の半券が戻ったら、必ず就労日かどうか、就労時間から想定される時間かどうか等就業を継続するために必要な内容かを確認し、台帳及び管理簿に記入してください。半期に1度台帳をご提出いただきます。（テレワークをされている従業員については、就労時間内の使用かご確認ください）  
平常のご利用は、1日対象児童一人につき2枚、1家庭：1か月24枚まで、年間280枚までです。  
特例でのご利用は、保育園等が休園であること、更に幼稚園利用であって延長保育のみ休止といった場合は、平常時の延長保育の実施時間内に限られる旨従業員への周知をお願いいたします。
- \* 割引券に不足が生じないように台帳等で管理し、必要により追加の申し込みをしてください。（令和4年2月20日まで）
- \* 使用枚数の多い事業主につきましては、適正な執行の観点から使用状況についての確認をお願いする場合がございます。社内においても、使用枚数の多い従業員については、適宜その利用内容についてのチェックや社員へのヒアリングをお願いいたします。
- \* 令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。
- \* 本年度夏頃よりシステム化を予定しております。詳細は順次ホームページでご案内いたします。